<国会議員関係政治団体・資金管理団体以外の政治団体用>

(その1)

	収	文	辛拉	告	書	記入もれ注息
2						令和 年分
(ふ り が な)	(ながさきちいきりょ	くけんきゅ	うかい)			[
1 政治団体の名称	長崎地域力研究	会				チェックもれ注意
	92				:	政治団体の区分
2 主たる事務所の所在地	長崎市魚の町1-2	3 フォー	·レ長崎201 1	<u>=</u>		□ 政 党 の 支 部 □ そ の 他 の 政 治 団 体
		•			= <u>}</u> ;	□ その他の政治団体の支部
3 代表者の氏名	田上 富久					チェックもれ注意
						活動区域の区分
	** I. E. N.					□ 2以上の都道府県の区域等
4 会計責任者の氏名	藤本 晃生				s	□ 同一の都道府県の区域内
事務担当者						
氏名 松本 純子		資	資金管理団体(D指定の有無		国会議員関係政治団体の区分
電話 095-807-5050		□ 有	•			政治資金規正法第19条の7第1項
氏名			(以下、この欄	の記載不要です	·。)	第1号に係る国会議員関係政治団体
電話						政治資金規正法第19条の7第1項
		I	の種類			第2号に係る国会議員関係政治団体
S.A.			理団体の			公職の候補者の氏名
受第一号		届出をし	レた者の氏名 			── 職 の 種 類
付 73.26		1 1/2	· 人然四口让。			
欄上崎県選挙			資金管理団体の)指定の期間	11505	国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
管理委員会			年 年	 月	日から 日まで	年 月 日まで
			SHES	/1	1 6	71 130

収支の状況

必ず記入してください。 (0の場合は0と記入) -

1 収支の総括表

					円	1
収り	入 総	額		*******	16, 047, 870	l
(前 :	年から	の繰り	越 額)		16, 044, 448	l.
(本	年の収	八 額)			3, 422	\bigcap
支出	出総	額			7, 642, 503	l
翌年~	、の繰	越額		******************	8, 405, 367	

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人	(1) 個人の負担する党費又は会費						
		H					
金	額	0					
員	数(党費又は会費を納入した人の数)	0					

(2) 寄 附			
ア 寄附(イを除く。)の区分	金額	į	備考
(ア) 個人からの寄附		0	
(う ち 特 定 寄 附)			
(イ) 法人その他の団体からの寄附		0	
(ウ)政治団体からの寄附		0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)		0	記入もれ注意(ア)+(イ)+(ウ)
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)			
イ 政 党 匿 名 寄 附		0	
合 計 (ア + イ)		0	

(その6)

(6) その他の収入			
摘 要	金額	備	考
	P		
		-	
こ の 頁 の 小 計			
1 件 10 万 円 未 満 の も の	3, 422	1	
合 計	3, 422	1	

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支	出	の総括表				
		項	目		金額	備考
1 経		常	経	費	н	
(1)	人	件		費	2, 148, 700	
(2)	光	熱	水	費	0	
(3)	備	品 • 消	耗 品	費	386, 872	
(4)	事	務	所	費	1, 165, 154	
	小		計		3, 700, 726	記入もれ注意
2 政		治 活	動	費		
(1)	組	織活	動	費	2, 171, 107	
(2)	選	挙 関	係	費	0	
(3)	機	関紙誌の発行	その他の事	業費	0	記入もれ注意 ア+イ+ウ+エ
	ア	機関紙誌の	発行事業	美 費	0	
	1	宣 伝 事	業	B	0	
	ウ	政治資金パーテ	イー開催事業	美費	0	
	エ	その他の	事業質	ŧ	0	
(4)	調	査 研	究	費	1, 770, 670	
(5)	寄	附 •	交 付	金	0	
(6)	そ	の他	の 経	費	0	
	小		計		3, 941, 777	記入もれ注意
	合		<u></u>		7, 642, 503	(注) 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に 係る支出については、項目ごとにその額を備考欄に記載し、 併せて(その16)の添付が必要です。

(C 4) 10)										
(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費	(交際費)						
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考					
新設オフィスへ緑化樹木贈呈	55, 000	R6. 5. 20	株式会社日比谷花壇	東京都港区南麻布1-6-30	支出目的書					
-										
	-									
この頁の小計	55, 000		(注1)1件5下四円 Lのき	ト山について記載オステム						
その他の支出	1, 675, 916	—	(注1)1件5万円以上の支出について記載すること。							
合 計	1, 730, 916	•	►(注2)「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の「項目別区分」 の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載すること。							

(3)	政治	活動	費の)内訳			項目別区分	組織活動費	()		
支	出	の	目	的	金	額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考		
						円						
					Ē							
							9					
							101					
								#				
	この	頁の	小計					(注1)1件5万田以上のま	ナルについて記載すること			
	その	他の	支出			376, 874	•	(注1)1件5万円以上の支出について記載すること。				
	合		計			376, 874	•	(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の「項目別区分」 の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載すること。				

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分	項目別区分 組織活動費 (組織				
支	出	の	目	的	金	額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考		
						円						
					_							
										=		
		頁の				00.015		(注1) 1件5万円以上の3	支出について記載すること。			
	その 合	他の	支出計			63, 317		(注2)「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の「項目別区分」 の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載すること。				
			Ξl			63, 317	72	の () の中の項目	目ことに、最後の負に記載すること。			

7

備考		
備考		

1, 770, 670

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の「項目別区分」 の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載すること。 (その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア土地		□ □	
イ 建 物		レ	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権		□ □	
エ 取得の価額が100万円を超える動産		□ □	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)		□ □	
力 金 銭 信 託		U	
キ 有 価 証 券		V	
ク 出 資 に よ る 権 利		U	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金		U	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金		U	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利		U	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金		U	

- (注1) 項目ごとの資産の有無について、「□」内に「レ」を記入すること。
- (注2) 有に記入した場合、項目別に様式(その18)に内訳を記載すること。

(その20)

官誓書

添付書類(別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 3 月 26 日 記入もれ注意

政治団体の名称

長崎地域力研究会

会計責任者の氏名

藤本 晃生

(印))

(代表者の氏名

(備考)

代表者は解散時のみ

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を 証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。